

聖籠町告示第4号

聖籠町次世代育成支援特定事業主行動計画策定・実施委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年2月2日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町次世代育成支援特定事業主行動計画策定・実施委員会設置要綱の一部を改正する告示

聖籠町次世代育成支援特定事業主行動計画策定・実施委員会設置要綱（平成17年聖籠町告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10人」を「15人」に改める。

附 則

（施行日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
（新たに任命される委員の任期の特例）
- 2 施行日から1年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、この告示による改正後の聖籠町次世代育成支援特定事業主行動計画策定・実施委員会設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、1年以上2年以内で町長が定めるものとする。